

会社法第 803 条第 1 項に基づく事前備置書類
(株式移転に関する事前備置書類)

菱洋エレクトロ株式会社

2023年12月4日

株式移転に係る事前備置書類

東京都中央区築地一丁目12番22号
菱洋エレクトロ株式会社
代表取締役 中村 守孝

菱洋エレクトロ株式会社（以下「当社」といいます。）及び株式会社リョーサン（以下「リョーサン」といい、当社とリョーサンを総称して「両社」といいます。）は、両社の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に合意し、2024年4月1日をもって、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となるリョーサン菱洋ホールディングス株式会社（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）といたしました。

なお、本経営統合及び本株式移転の実施は、両社の株主総会の承認並びに本経営統合及び本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の許認可の取得等を前提としております。本株式移転に際して、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条に定める開示事項は以下のとおりです。

1. 株式移転計画書

別添 1 「株式移転計画書（写）」をご参照ください。

2. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 株式移転対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

①本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、両社のそれぞれの株主に対し割当交付する共同持株会社の普通株式の割当比率（以下「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり、決定いたしました。

	当社	リョーサン
株式移転比率	1	1.32

(注1) 株式の割当比率

当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株、リョーサンの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1.32株をそれぞれ割当て交付いたします。但し、上記株式移転比率は、その算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえに変更することがあります。なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(注 2) 共同持株会社の単元株式数及び単元未満株式の取扱いについて
共同持株会社の単元株式数は、100株といたします。

なお、本株式移転により1単元(100株)未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、かかる割当てを受けた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

(注 3) 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数(予定)

普通株式 59,800,000株

当社の発行済株式総数26,800,000株(2023年7月末時点)、リョーサンの発行済株式総数25,000,000株(2023年9月末時点)、に基づいて算出しております。

②本株式移転に係る割当ての内容の根拠及び理由

当社は、上記2.(1)①「本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)」に記載の株式移転比率の決定にあたって公正性を期すため、当社は大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)を、リョーサンは三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。)を、両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてそれぞれ選定し、2023年10月13日付で、株式移転比率に関する算定書を取得しました。

両社は、当該ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関による助言及び算定結果並びに下記2.(1)④イ及びエ「独立した法律事務所からの助言」に記載の両社それぞれの法務アドバイザーからの法的助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し、株価の動向等の要因をそれぞれ総合的に勘案した上で、両社間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記2.(1)①「本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)」に記載の株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、2023年10月16日に開催された両社の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

③算定に関する事項

ア. 算定機関の名称及び当事会社との関係

当社の第三者算定機関である大和証券及びリョーサンの第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、いずれも両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

イ. 算定の概要

大和証券は、両社が金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映する目的から、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を採用し、算定を行いました。

市場株価法においては、2023年10月13日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法においては、両社が作成した財務予測に基づく将来のキャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。なお、算定の際に前提とした両社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定結果は、当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割当てる場合に、リョーサンの普通株式1株に対して割当てる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定結果
市場株価法	1.27～1.40
DCF法	0.99～1.43

他方、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社及びリョーサンについて、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれの市場株価が存在することから市場株価分析を、また両社には比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）をそれぞれ採用し、算定を行いました。

市場株価分析については、2023年10月13日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日までの1か月間、3か月間及び6か月間の各取引日における終値の単純平均値を採用しております。

DCF分析における価値算定の際には、両社が算定目的で使用することを了承した、当社及びリョーサンの経営陣より提示された財務予測における収益や投資計画、当社及びリョーサンに対するデュー・ディリジェンスの結果、その他一般に公開された情報等の諸要素を前提としております。なお、算定の際に前提とした両社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定結果は、当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割当てる場合に、リョーサンの普通株式1株に対して割当てる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定結果
市場株価分析	1.27～1.40
類似企業比較分析	0.80～1.88
DCF分析	1.20～2.23

（注）三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及びその基礎となる株式移転比率の分析は、リョーサンの取締役会の参考に資するためのみに同取締役会に宛てたものです。当該分析は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券又はその関係会社による財務上の意見又は推奨を構成するものではなく、当社又はリョーサンの株主に対して、本株式移転への賛同並びに株式の譲渡及び譲受、議決権の行使等の株主権行使、本株式移転に対する同意・その他の関連する事項について意見を述べたり、また、推奨を行うものでもありません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、株式移転比率の分析・算定に際し、既に公開されている情報又は当社若しくはリョーサンによって提供等され入手した情報が正確かつ完全なものであることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証を行っておりません。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、財務予測につき、当社及びリョーサンの将来の財務状況に関する現時点で入手可能な最善の予測及び判断を反映するものとして、当社及びリョーサンの経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社、リョーサン及びそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みま

す。)に関して独自の評価・査定を行っておらず、また評価・査定の提供を一切受けておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析は、株式移転比率算定書の算定基準日現在における経済、金融、市場、その他の状況を前提としており、かつ、同日現在において三菱UFJモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。同日以降に発生する事象が三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及び株式移転比率算定書の作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、株式移転比率算定書及び分析を更新、改訂又は再確認する義務を負うものではありません。加えて、株式移転比率算定書の作成及びその基となる分析は、複雑な過程を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではありません。本書で記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、当社又はリョーサンの実際の価値に関する三菱UFJモルガン・スタンレー証券による評価であると捉えることはできません。

④公正性を担保するための措置

当社は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

ア. 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得

当社は、本株式移転の公正性・妥当性を担保するため、上記2. (1) ②「本株式移転に係る割当ての内容の根拠及び理由」及び③「算定に関する事項」に記載のとおり、独立した第三者算定機関として大和証券を選定し、本株式移転における株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。また、当社は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券の分析及び助言を参考としてリョーサンと交渉・協議を行い、上記2. (1) ①「本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)」に記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを2023年10月16日開催の取締役会において決議いたしました。

イ. 独立した法律事務所からの助言

当社は、取締役会における意思決定の公正性・適正性を担保するため、両社から独立した法務アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、当社の本株式移転の手続き及び意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。なお、TMI総合法律事務所は、両社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

他方、リョーサンは、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

ウ. 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得

リョーサンは、本株式移転の公正性・妥当性を担保するため、上記2. (1) ②「本株式移転に係る割当ての内容の根拠及び理由」及び③「算定に関する事項」に記載のとおり、独立した第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券を選定し、本株式移転における株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。また、リョーサンは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及び助言を参考として当社と交渉・協議を行い、上記2. (1) ①「本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)」に記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを2023年10月16日開催の取締役会において決議いたしました。

エ. 独立した法律事務所からの助言

リョーサンは、取締役会における意思決定の公正性・適正性を担保するため、両社から独立した法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業から、リョーサンの本株式移転の手続き及び意思決定の方法・過程等に

関する法的助言を受けております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業は、両社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

⑤共同持株会社の上場申請等に関する事項

両社は、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所プライム市場に新規上場（テクニカル上場）申請を行う予定です。上場日は共同持株会社の設立登記日である2024年4月1日を予定しております。また、両社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2024年3月28日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定です。

なお、共同持株会社の株式上場日及び両社の上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所の各規則により決定されます。

⑥利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたっては、当社とリョーサンとの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

（2）共同持株会社の資本金及び準備金等の額に関する事項

当社及びリョーサンは、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金等の額を以下のとおり決定いたしました。

① 資本金の額	150億円
② 資本準備金の額	50億円
③ 利益準備金の額	0円
④ 資本剰余金の額	株主資本変動額（会社計算規則第52条第1項に定義される）から①、②に掲げる額を減じて得た額

これらの資本金及び準備金の額につきましては、共同持株会社の規模その他の諸事情を総合的に勘案・検討し、当社とリョーサンが協議のうえ、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定したものであります。

3. 会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社が既に発行している第3回新株予約権については、当該新株予約権1個に対し、共同持株会社第1回新株予約権1個の割合をもって割当てます。

上記につきましては、本株式移転後も、当社が発行している第3回新株予約権の新株予約権者に従前と可及的に同等の権利を維持していただくために、当社が発行している新株予約権の内容と、共同持株会社の第1回新株予約権の内容とが実質的に同等となるように定められたものであり、相当であると判断しております。

また、両社は、新株予約権付社債を発行しておりません。

4. リョーサンに関する事項

（1）最終事業年度（2023年3月期）に係る計算書類等の内容

別添2をご参照下さい。

（2）最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

【別添1】

株式移転計画書（写）

株式移転計画書（写）

菱洋エレクトロ株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社リョーサン（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を作成する。

第1条（本株式移転）

甲及び乙は、本株式移転計画の定めるところに従い、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「本持株会社」という。）成立日（第7条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を本持株会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条（本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

（1）目的

本持株会社の目的は、別紙1の定款第2条記載のとおりとする。

（2）商号

本持株会社の商号は、「リョーサン菱洋ホールディングス株式会社」とし、英文では「Ryoyo Ryosan Holdings, Inc.」と表示する。

（3）本店の所在地

本持株会社の本店の所在地は東京都千代田区とし、本店の所在場所は東京都千代田区東神田二丁目3番5号とする。

（4）発行可能株式総数

本持株会社の発行可能株式総数は、150,000,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

第3条（本持株会社の設立時取締役及び設立時会計監査人の名称）

1. 本持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である取締役を除く。）の氏名は次のとおりとする。

設立時取締役	中村	守孝
設立時取締役	稲葉	和彦
設立時取締役	遠藤	俊哉
設立時取締役	大橋	充幸
設立時取締役	高橋	則彦
設立時取締役	高田	信哉（社外取締役）
設立時取締役	川辺	春義（社外取締役）
設立時取締役	白石	真澄（社外取締役）

2. 本持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

設立時監査等委員 脇 清
設立時監査等委員 小川 真人（社外取締役）
設立時監査等委員 大井 素美（社外取締役）
設立時監査等委員 福田 佐知子（社外取締役）

3. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

有限責任監査法人トーマツ

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 本持株会社は、本株式移転に際して、本持株会社が甲及び乙の株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲及び乙の普通株式の株主に対し、それぞれその所有する甲及び乙の普通株式に代わり、(i)甲が基準時現在発行している普通株式数の合計に1を乗じた数、及び(ii)乙が基準時現在発行している普通株式数の合計に1.32を乗じた数を合計した数と同数の本持株会社の普通株式を交付する。

2. 本持株会社は、前項の規定により交付される本持株会社の普通株式を、基準時における甲及び乙の普通株式の株主に対し、それぞれ次の各号に定める割合をもって割り当てる。

(1) 甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株に対して本持株会社の普通株式1株

(2) 乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株に対して本持株会社の普通株式1.32株

3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第5条（本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て）

1. 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における甲の第3回新株予約権（その内容は別紙2「菱洋エレクトロ株式会社第3回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「菱洋エレクトロ第3回新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、その所有する菱洋エレクトロ第3回新株予約権に代わり、基準時における菱洋エレクトロ第3回新株予約権の総数と同数の本持株会社の第1回新株予約権（その内容は別紙3「本持株会社第1回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「本持株会社第1回新株予約権」という。）を交付する。

2. 本持株会社は、前項の規定により交付される本持株会社第1回新株予約権を、基準時における菱洋エレクトロ第3回新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する菱洋エレクトロ第3回新株予約権1個につき本持株会社第1回新株予約権1個の割合をもって割り当てる。

第6条（本持株会社の資本金及び準備金等の額に関する事項）

本持株会社成立日における本持株会社の資本金及び準備金等の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
150 億円
- (2) 資本準備金の額
50 億円
- (3) 利益準備金の額
0 円
- (4) 資本剰余金の額

会社計算規則第 52 条第 1 項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得られる額

第 7 条 (本持株会社成立日)

本持株会社の設立の登記をすべき日 (以下「本持株会社成立日」という。) は、2024 年 4 月 1 日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は協議・合意の上、本持株会社成立日を変更することができるものとする

第 8 条 (株式移転計画承認株主総会)

甲及び乙は、それぞれ以下に定める日を開催日として臨時株主総会を開催し、本株式移転計画及び本株式移転に必要な事項に関する承認を求めるものとする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は協議・合意の上、当該承認を求めるための株主総会の開催日を変更することができるものとする。

甲 : 2023 年 12 月 19 日

乙 : 2023 年 12 月 19 日

第 9 条 (株式上場、株主名簿管理人)

1. 甲及び乙は、本持株会社の発行する普通株式が本持株会社成立日に株式会社東京証券取引所プライム市場に上場されるよう、必要となる手續を相互に協議の上協力して行うものとする。
2. 本持株会社の設立時における株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第 10 条 (剰余金の配当)

1. 甲は、2024 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1 株当たり 100 円を限度として、剰余金の配当を行うことができるものとする。
2. 乙は、(i)2023 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1 株当たり 60 円を限度として、(ii)2024 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1 株当たり 90 円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができるものとする。

3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本株式移転計画作成後本持株会社成立日に至るまでの間、本持株会社成立日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行わないものとする。

第 11 条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本株式移転計画作成後本持株会社成立日に至るまでの間、本株式移転計画において別途定める場合を除き、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本株式移転計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行い、又はこれを行わせるものとする。

第 12 条（本株式移転計画の効力）

本株式移転計画は、第 8 条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれかにおいて、本株式移転計画及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、本持株会社成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の承認等が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第 13 条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本株式移転計画作成後本持株会社成立日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合又は重大な影響を与える事由があることが判明した場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本株式移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合は、甲及び乙は協議・合意の上、本株式移転の条件その他本株式移転計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第 14 条（協議事項）

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議・合意の上定める。

(以下余白)

本株式移転計画作成の証として、本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2023年10月16日

甲：東京都中央区築地一丁目12番22号
菱洋エレクトロ株式会社
代表取締役社長執行役員 中村 守孝 印

乙：東京都千代田区東神田二丁目3番5号
株式会社リョーサン
代表取締役社長執行役員 稲葉 和彦 印

[別紙1]

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、リョーサン菱洋ホールディングス株式会社と称し、英文では Ryoyo Ryosan Holdings, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理すること及び次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 半導体素子、集積回路、マイクロコンピュータその他の電子部品、電子応用機器、電気機械器具その他の機械器具、医療機器類並びにそれらに関連する材料及び部品の販売、賃貸、リース、製造、加工及びそれらの仲介
- (2) ソフトウェア及び情報システムの販売、賃貸、製作、構築及びそれらの仲介
- (3) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
- (4) 電気通信工事業
- (5) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- (6) 貨物利用運送事業
- (7) 倉庫業及び倉庫管理業務
- (8) 古物営業法に基づく古物商
- (9) 損害保険代理業及び保険仲立業
- (10) 第1号から第5号に関連する機器の設置工事及び保守
- (11) 第1号から第5号に関連する企画、調査、研究、開発及び設計
- (12) 第1号から第5号に関連する特許権、商標権、意匠権、著作権及びノウハウその他の知的財産権の取得、管理、利用許諾及び譲渡
- (13) 第1号及び第2号に関連する輸出入業務
- (14) 前各号に関連するコンサルタント業務
- (15) 前各号に関連する人材派遣業
- (16) 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介
- (17) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、150,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(基準日)

第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、必要のある場合には取締役会の決議によってあらかじめ公告のうえ、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

(株式取扱規程)

第12条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する諸手続並びに手数料等は法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程によるものとする。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集する。臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれを招集する。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

2 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役がその議長となる。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役、取締役会及び執行役員

(員数)

第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、12名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任する。

2 前項の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了

する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(執行役員)

第24条 取締役会はその決議により執行役員を置くことができる。執行役員に関する事項は取締役会の定める執行役員規程によるものとする。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程によるものとする。

(取締役の責任免除)

第26条 当社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定める。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程によるものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第31条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第32条 当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 当社は前2項のほか、取締役会の決議によって、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(除斥期間等)

第34条 配当財産が金銭である場合（以下「配当金」という。）は、その支払開始の日から満3年経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

2 配当金には利息は付けないものとする。

第7章 附則

(最初の取締役の報酬等)

第35条 第28条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の当社の取締役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 監査等委員である取締役以外の取締役に対する金銭報酬等

報酬等（「(3) 譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権」を除く。）の総額は、年額900百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。また、うち社外取締役分は年額100百万円以内）とする。

(2) 監査等委員である取締役に対する報酬等

報酬等の総額は、年額200百万円以内とする。

(3) 譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権

ア 「(1) 監査等委員である取締役以外の取締役に対する金銭報酬等」の報酬枠とは別枠で、監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。以下、報酬の対象とな

る取締役を「対象取締役」という。)に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、年額200百万円以内とする。

イ 対象取締役は、当会社の取締役会決議に基づき、支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当会社に給付し、当会社の普通株式について発行又は処分を受ける。対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の総数は年間20万株以内とする(ただし、当会社の普通株式の株式分割(当会社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当会社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。)

ウ 当会社の普通株式の1株当たりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲で当会社取締役会において決定する。これによる当会社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当会社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとする(本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下「本割当株式」という。)

(ア) 対象取締役は、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当会社の取締役その他当会社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

(イ) 対象取締役が、当会社の取締役会が定める期間(以下「役務提供期間」という。)が満了する前に上記(ア)の地位を喪失した場合には、当会社は、当会社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

(ウ) 上記(ア)の定めにかかわらず、当会社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(ア)の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(イ)に定める当会社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(ア)に定める地位を喪失した場合には、当該喪失の直後の時点をもって、当該対象取締役が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(エ) 当会社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記(ウ)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当該本割当株式の全部を当然に無償で取得する。ただし、譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当会社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当会社の株主総会による承認を要さない場合においては、当会社の取締役会)で承認された場合であって、当該組織再編等において、当会社以外の当該組織再編等に係る法人が、対象取締役に対して、当該法人の株式(譲渡制限付株式となるものに限る。)を交付するときは、この限りでない。

(オ) 上記(ア)の定めにかかわらず、当会社は、譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当会社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当会社の株主総会による承認を要さない場合においては、当会社の取締役会)で承認された場合には、当会社の取締役会の決議により、割当日から当該組織再編等の承認日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡

制限を解除する。その場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。ただし、当該組織再編等において、当社以外の当該組織再編等に係る法人が、対象取締役に対して、当該法人の株式（譲渡制限付株式となるものに限る。）を交付するときは、この限りでない。

（カ）本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定める。

（譲渡制限の承継）

第36条 当社は、菱洋エレクトロ株式会社の2019年4月25日開催の第59回定時株主総会において承認可決された譲渡制限付株式報酬制度に基づいて交付がなされた譲渡制限付株式に係る各割当契約書について、2024年4月1日をもって、菱洋エレクトロ株式会社の契約上の地位及び権利義務を承継するものとする。

（附則の削除）

第37条 本附則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって、削除されるものとする。

[別紙2] 菱洋エレクトロ株式会社第3回新株予約権の内容

(1) 新株予約権の名称 菱洋エレクトロ株式会社第3回新株予約権

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。なお、新株予約権の募集に係る議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式123,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

2019年2月1日から2059年1月31日までとする。

(5) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目日が休日当たる場合は翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

② 上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、(9)に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（２）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たり１円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記（４）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（４）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（６）に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の行使の条件

上記（５）に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項

上記（７）に準じて決定する。

（１０）新株予約権を行使した際に生ずる１株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（１１）新株予約権を割り当てる日

２０１９年１月３１日

（１２）新株予約権の行使請求及び払込みの方法

① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを（１３）に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。

② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第２８１条第１項の規定に従い、現金にて（１４）に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

（１３）新株予約権の行使請求受付場所

当社 総務部（又はその時々における当該業務担当部署）

(14) 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

三菱東京UFJ銀行 丸の内支店

(又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店)

(15) 新株予約権の行使後の取扱い

当社は、行使手続終了後速やかに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行う。

(16) 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

(17) 発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

(18) その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定、並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当社代表取締役会長に一任する。

[別紙3] 本持株会社第1回新株予約権の内容

(1) 新株予約権の名称 リョーサン菱洋ホールディングス株式会社第1回新株予約権

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。なお新株予約権を割り当てる日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、割当後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

2024年4月1日から2059年1月31日までとする。

(5) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目日が休日に当たる場合は翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

② 上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、(9)に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（2）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(6)に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の行使の条件

上記(5)に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項

上記(7)に準じて決定する。

(10) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権を割り当てる日

2024年4月1日

(12) 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを当社の指定する新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。

② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

(13) 新株予約権の行使後の取扱い

当社は、行使手続終了後速やかに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行う。

(14) 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

(15) 発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

(16) その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定、並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当社代表取締役に一任する。

【別添2】

2023年3月期に係る株式会社リョーサンに関する事項

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

全般的概況

当連結会計年度(2022年4月1日～2023年3月31日)の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和したものの、長期化するロシア・ウクライナ情勢が資源やエネルギー価格の上昇を招き、中国におけるゼロコロナ政策がサプライチェーンの混乱に拍車をかけた他、米欧等の先進国を中心としたインフレ高進に伴う金融引き締めもあり、景気の減速感が強まりました。

わが国経済は個人消費を中心に持ち直しの動きが続いたものの、海外景気の下振れ、供給面での制約や急激な円安の進行等に注視が必要な状況で推移しました。

当社が属するエレクトロニクス業界は、産業機器向けの需要は堅調に推移した一方で、パソコン向けは落ち込みが見られる等の濃淡があった他、半導体や電子部品の供給制約に伴う生産活動への影響もあり、先行き不透明感が高まりました。

このようなマクロ環境下、当連結会計年度の売上高は、第11次中期経営計画の施策である先行投資商材の刈り取り等の効果や既存事業の伸長に加え、円安効果もあり、3,256億57百万円(前期比19.4%増)となりました。営業利益は増収や円安効果、販売管理費効率運用による抑制の結果、154億23百万円(前期比74.1%増)、経常利益は外貨建負債等の評価替えによる為替差損計上等があったものの、133億61百万円(前期比65.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は92億24百万円(前期比72.1%増)となりました。

部門別概況

デバイス事業は、コンシューマや産業機器向け製品を中心に販売が伸長したこと等により、売上高は2,855億80百万円（前期比18.6%増）、営業利益は138億81百万円（前期比83.1%増）となりました。

ソリューション事業は、情報通信向け大型案件に加え、社会インフラ向け製品の販売増加により、売上高は400億76百万円（前期比26.0%増）、営業利益は21億29百万円（前期比49.8%増）となりました。

2 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、3億47百万円であります。このうち主なものは当社の建物附属設備、開発器具及び事務用備品等の取得によるものであります。なお、これに要した資金は、自己資金をもって充当いたしました。

3 対処すべき課題

① 経営環境と中期経営計画での取り組みについて

当社は、創業以来「企業は公器である」という考え方のもと、エレクトロニクスのシステムコーディネーターとして、人と技術の進歩の融合に向けて取り組んでいます。

当社が属するエレクトロニクス業界では、新型コロナウイルス感染症をひとつの切欠に、全ての産業においてデジタル化が加速しました。その中でも半導体や電子部品は、5G・AI・IoT・自動運転・ロボティクス・DX等のデジタル社会における主要技術を支える基盤として、中長期的に需要は拡大していくことが想定されます。

一方で、今年度につきまして、世界経済は地政学リスクの高まりや、各国の金融引き締めにより引き続き景気減速が見通されており、エレクトロニクス業界においては市況反転が現実的となり、先行き不透明感が高まっています。

このような状況の中、長期ビジョン「RSイノベーション2030」の具体化に向けた第11次中期経営計画（2022年3月期～2024年3月期）は最終年度を迎えます。同計画はこれまでの収益改善に向けた「守備」固めモードから、事業体質変革に向けた「攻め」のモードに経営の軸足をシフトさせることを企図したものです。商権獲得先の深堀やチャネル改革を通じた「ポートフォリオの多様化推進」、地場出資先との協働化を通じた「中華圏ローカル事業の深化」、「先行投資商材の刈り取りと新規投資」、顧客ニーズを起点とする製造事業を含む新規ビジネス参入等の「業態変革に向けた投資」、様々なデジタル技術を活用した「既存ビジネスの効率化」、経営情報整備や教育・リスク管理・ガバナンス等の「基盤整備」を進めていきます。同計画で掲げた2024年3月期経営目標（売上高2,630億円、売上総利益213億円、営業利益69億円、ROE 5%）は全期間において達成の見込みです。

② 菱洋エレクトロ株式会社との経営統合について

2023年2月及び同年3月の菱洋エレクトロ株式会社（以下、「菱洋エレクトロ」といいます）による当社株式取得後も、当社と菱洋エレクトロは両社間の交流の活性化を図るとともに、幅広いアライアンスのあり方や事業上のシナジーの具現化に向けた協議を重ねて参りました。その結果、収益力や業務効率の向上を最大限に発揮す

るには、それぞれが個々に対応するよりも、対等の精神の下で両社の経営統合を目指すことが必要であると判断し、2023年5月15日に基本合意書を締結いたしました。

両社それぞれがこれまでの長年の歴史の中で築いてきた、お客様との良好なリレーションや優良な商材・ソリューションといった経営資源を新たな枠組みの中で最大限に活かすことで、国内エレクトロニクス商社の新たな中核グループとして、企業価値の更なる向上を図ってまいります。

また、両社の取扱商材やお客様の重複が限定的であることを踏まえ、規模の拡大による強固な経営基盤の確立や生産性・経営効率の向上に留まらず、取扱商材の相互拡販（クロスセル）や新たな価値創出に繋がるビジネスモデルの構築を推進し、お客様や市場全体が抱える課題・お困りごとの解決につながるソリューションを創出する新たなエレクトロニクス商社像の実現を目指してまいります。

4 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第64期 (2019.4～ 2020.3)	第65期 (2020.4～ 2021.3)	第66期 (2021.4～ 2022.3)	第67期 (2022.4～ 2023.3)
売 上 高	227,297	219,884	272,647	325,657
経 常 利 益	2,916	5,122	8,085	13,361
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	1,193	4,586	5,359	9,224
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	50.96円	195.78円	228.75円	393.70円
総 資 産	137,746	148,087	190,548	188,188
純 資 産	84,935	89,609	94,724	102,731

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第66期の期首から適用しており、第66期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
 3. 1株当たり当期純利益の算定上、株式報酬制度に関連して信託が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第64期 (2019.4～ 2020.3)	第65期 (2020.4～ 2021.3)	第66期 (2021.4～ 2022.3)	第67期 (2022.4～ 2023.3)
売 上 高	144,381	138,435	170,645	190,816
経 常 利 益	827	4,045	5,535	7,660
当 期 純 利 益 又 は 損 失 (△)	△395	3,830	2,848	5,209
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 損 失 (△)	△16.87円	163.49円	121.60円	222.34円
総 資 産	100,038	104,674	131,713	113,736
純 資 産	61,654	64,447	64,214	66,234

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第66期の期首から適用しており、第66期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
 3. 1株当たり当期純利益の算定上、株式報酬制度に関連して信託が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

5 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社は、エレクトロニクスの専門商社として、国内外の電子機器メーカー等の得意先に対し、商品の販売を行っております。

なお、当社の事業は「デバイス」「ソリューション」の2つに事業区分しており、各事業における取扱商品は次のとおりであります。

デ バ イ ス 事 業 半 導 体 ・ 電 子 部 品

6 主要な営業所（2023年3月31日現在）

(1) 当社

株式会社リョーサン	本 社	東京都千代田区東神田二丁目3番5号
	販 売 部 ・ 支 店	第一販売部・第三販売部・システム機器販売部（以上東京都千代田区）・東北・水戸・高崎・西多摩・湘南・静岡・名古屋第一・名古屋第二・京都・大阪・神戸・姫路・福岡
	物 流 セ ン タ ー	川崎・大阪
	技 術 部 門	本社別館・外神田

(注) 2022年4月26日付をもって、仙台支店といわき支店を統合し、東北支店といたしました。

(2) 子会社

HONG KONG RYOSAN LIMITED	中華人民共和国香港特別行政区
EDAL ELECTRONICS COMPANY LIMITED	中華人民共和国香港特別行政区
ZHONG LING INTERNATIONAL TRADING (SHANGHAI) CO., LTD.	中華人民共和国上海市
DALIAN F.T.Z RYOSAN INTERNATIONAL TRADING CO., LTD.	中華人民共和国遼寧省大連市
RYOTAI CORPORATION	台湾
SINGAPORE RYOSAN PRIVATE LIMITED	シンガポール共和国
RYOSAN IPC (MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシア
RYOSAN (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国
RYOSAN INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国
KOREA RYOSAN CORPORATION	大韓民国
RYOSAN TECHNOLOGIES USA INC.	アメリカ合衆国
RYOSAN EUROPE GMBH	ドイツ連邦共和国

7 従業員の状況（2023年3月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

部 門	従業員数	前期比
デバイス事業	752名（69名）	△19名（0名）
ソリューション事業	113名（16名）	5名（0名）
全社（共通）	89名（29名）	13名（4名）
合 計	954名（114名）	△1名（4名）

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループからの出向者を除き、当社グループへの出向者を含む）であり、臨時従業員数（嘱託、パートタイマー及び派遣社員）は（ ）内に外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載している従業員数は、特定の部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期比	平均年齢	平均勤続年数
598名（114名）	△12名（4名）	44.1歳	16.1年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社からの出向者を除き、当社への出向者を含む）であり、臨時従業員数（嘱託、パートタイマー及び派遣社員）は（ ）内に外数で記載しております。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は、出向者を除いて算出しております。

8 重要な子会社の状況

名 称	資本金	出資比率	主要な事業内容
HONG KONG RYOSAN LIMITED	5百万香港ドル	100%	半導体、電子部品、I T機器の輸出入及び現地仕入販売
EDAL ELECTRONICS COMPANY LIMITED	1百万香港ドル	100%	半導体、電子部品の輸入及び現地仕入販売
ZHONG LING INTERNATIONAL TRADING (SHANGHAI) CO., LTD.	27百万人民元	100%	半導体、電子部品、I T機器の輸出入及び現地仕入販売
DALIAN F.T.Z RYOSAN INTERNATIONAL TRADING CO., LTD.	1百万人民元	100%	半導体、電子部品、I T機器の輸出入及び現地仕入販売
RYOTAI CORPORATION	80百万ニュー台湾ドル	100%	半導体、電子部品、I T機器の輸出入及び現地仕入販売
SINGAPORE RYOSAN PRIVATE LIMITED	1,460千シンガポールドル	100%	半導体、電子部品、I T機器の輸出入及び現地仕入販売
RYOSAN IPC (MALAYSIA) SDN. BHD.	1百万マレーシアリングギット	100%	半導体、電子部品、I T機器の輸出入及び現地仕入販売
RYOSAN (THAILAND) CO., LTD.	12百万タイバーツ	100%	半導体、電子部品、I T機器の輸出入及び現地仕入販売
RYOSAN INDIA PRIVATE LIMITED	47百万インドルピー	100%	半導体、電子部品のコミッションセールス及び現地仕入販売
KOREA RYOSAN CORPORATION	1,000百万ウォン	100%	半導体、電子部品、I T機器の輸出入及び現地仕入販売
RYOSAN TECHNOLOGIES USA INC.	300千米ドル	100%	半導体、電子部品、I T機器の輸出入及び現地仕入販売
RYOSAN EUROPE GMBH	1百万ユーロ	100%	半導体、電子部品の輸出入及び現地仕入販売

(注) 出資比率は間接保有を含んでおります。

9 資金調達の様況

当社グループは、金融機関からの借入金及びコマーシャル・ペーパーの発行により資金調達を行いました。

10 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	18,556
株式会社三菱UFJ銀行	14,147
三井住友信託銀行株式会社	1,000

11 その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年5月15日開催の取締役会において、菱洋エレクトロ株式会社との間で経営統合の実現を目指すことについて基本合意することを決議し、両者の間で基本合意書を締結いたしました。

詳細につきましては、同日開示の「菱洋エレクトロ株式会社と株式会社リョーサンの経営統合に関する基本合意書締結のお知らせ」をご参照下さい。

II 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

1 発行可能株式総数	155,673,598株
2 発行済株式の総数	25,000,000株
3 株 主 数	5,866名
4 大 株 主	

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
菱洋エレクトロ株式会社	4,705	20.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,919	12.44
株式会社三井住友銀行	1,015	4.32
住友生命保険相互会社	861	3.67
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	821	3.50
日本生命保険相互会社	736	3.14
株式会社三菱UFJ銀行	650	2.77
日本電気株式会社	604	2.57
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT	566	2.41
株式会社シティインデックスイレブンス	525	2.24

- (注) 1. 当社は自己株式1,544千株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、当該自己株式には、株式報酬制度に関連して信託が保有する当社株式17千株は含まれておりません。

III 会社役員に関する事項

1 取締役の状況（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	稲葉和彦	社長執行役員
取締役	遠藤俊哉	執行役員 営業統括本部長 兼 国内第一営業本部長
取締役	猪狩裕之	執行役員 管理本部長
取締役	川端敦	株式会社日立製作所 グローバル環境統括本部 グローバル環境事業本部長付
取締役	川辺春義	株式会社サイバーリンクス 顧問
取締役 (常勤監査等委員)	弘岡啓治	
取締役 (監査等委員)	小川真人	ACEコンサルティング株式会社 代表取締役 一般社団法人日英協会 監事 NPO法人シンクキッズ 監事
取締役 (監査等委員)	寺浦康子	エンデバー法律事務所 パートナー弁護士 セイコーグループ株式会社 社外取締役 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構 社外監査役

- (注) 1. 監査等委員会の監査・監督機能の実効性を高めるため、弘岡啓治氏を常勤の監査等委員に選定しております。
2. 取締役 川端敦及び川辺春義、並びに取締役（監査等委員）小川真人及び寺浦康子の各氏は、社外取締役であります。
3. 当社と各社外取締役の重要な兼職先との間には、特別の関係はありません。
4. 当社は、取締役 川端敦、川辺春義、並びに取締役（監査等委員）小川真人及び寺浦康子の各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役（監査等委員）小川真人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、任意の組織として指名・報酬諮問委員会を設置しております。なお、同委員会の構成員は、代表取締役 稲葉和彦、取締役 川端敦及び川辺春義、並びに取締役（監査等委員）小川真人及び寺浦康子の各氏であります。

7. 当社は、執行役員制度を導入しており、2023年3月31日現在の取締役兼務者を除く執行役員の状況は次のとおりであります。

氏名	担当
木 寅 博 文	執行役員 国内第二営業本部長
中 東 辰 美	執行役員 海外営業本部長
圓 尾 俊 介	執行役員 デバイス第一事業本部長
堀 江 浩 二	執行役員 デバイス第二事業本部長
桐 畑 保 彦	執行役員 デバイス第三事業本部長
水 澤 聡	執行役員 ソリューション事業本部長
石 村 賢 治	執行役員 技術本部長
高 橋 則 彦	執行役員 企画本部長
湯 浅 英 生	執行役員 財経本部長

(注) 1. 圓尾俊介氏は2023年1月5日付けで執行役員に就任しております。
2. 岩館隆二氏は2023年1月5日付けで執行役員を退任いたしました。

2 当事業年度に係る取締役の報酬等

(1) 当事業年度における取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬		業績連動報酬 賞与	非金銭報酬等	
		基本報酬	株式報酬			
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)	152	52	2	82	14	3
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	16	15	0	—	—	2
社外取締役 (監査等委員を除く。)	11	11	—	—	—	2
社外取締役(監査等委員)	19	19	—	—	—	4

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、2022年6月24日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。
3. 固定報酬の内訳における株式報酬は、当該取締役において固定報酬のうち一定割合を役員持株会に拠出して自社株の取得に当てたものであります。
4. 業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標は一株当たり当期純利益額であり、当該業績指標を選定した理由は、当社が掲げる資本効率向上の取り組みによるものであります。業績連動報酬は各事業年度の目標値に対する達成度合いに応じて、取締役会の授権を受けた代表取締役が決定しております。なお、当事業年度を含む一株当たり当期純利益額の推移は、前掲14ページ「I 企業集団の現況に関する事項」「4 財産及び損益の状況の推移」(1)企業集団の財産及び損益状況の推移の表に記載のとおりであります。
5. 非金銭報酬等として、2022年6月24日開催の第66回定時株主総会において業績連動型株式報酬を導入しております。本報酬制度は、当社が信託に対して金銭を拠出したうえで、当該信託が当該拠出金を原資として当社株式を取得し、対象者に付与されたポイント数に応じて当社株式の交付を行うというものであり、対象者は取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)とし、対象期間は2023年3月末日に終了する事業年度から2024年3月末日に終了する事業年度までとし、対象者に交付するために必要な当社株式の取得金額として当社が拠出する金銭の上限は合計80百万円とし、対象者に付与するポイント数の上限は1事業年度あたり9,000ポイント(1ポイントは当社株式1株)とすることなどが決議されております。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

2016年6月23日開催の第60回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は年額300百万円(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)、取締役(監査等委員)の報酬限度額は年額200百万円と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は4名、取締役(監査等委員)の員数は6名です。また、これとは別枠で、2022年6月24日開催の第66回定時株主総会において、業績連動型株式報酬の導入を決議しております。当該定時株主総会終結時点の当該定めに係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は3名です。なお、本決議の概要については、上記(1)注5をご参照ください。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

①方針の決定の方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、取締役会の決議により決定しております。また、取締役の報酬制度の在り方については、指名・報酬諮問委員会に

において検討を行っております。

②役員報酬の基本方針

当社の役員報酬制度は以下を基本方針としております。

- ・説明責任が果たせる公正な報酬体系とする。
- ・各々の役員が担う機能・役割に応じた報酬体系とする。
- ・企業価値向上に配慮した報酬体系とする。
- ・当社グループの経営環境や業績を反映した報酬体系とする。

③報酬体系

取締役の報酬は、同業他社の支給基準を参考に、役割、職責に見合った報酬水準を設定し、固定報酬と業績連動報酬及び株式報酬から構成しております。固定報酬はこれを月次にて支給しております。業績連動報酬は、1株当たり当期純利益基準額に連動した取締役賞与制度を導入しており、これを適時に支給しております。株式報酬は、信託を用いた業績連動型の株式報酬制度を導入しており、株式交付規程に従い、毎年一定の日に役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与し、所定の要件を満たしたときにポイントに応じた数の当社株式を給付することで、株主価値の共有と中長期の企業価値向上に対するインセンティブを高めております。なお、監査等委員である取締役及び社外取締役については、独立した立場から経営の監督機能を担う役割であることから固定報酬のみ支給しております。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、取締役会の授権を受けた当社グループを統括する代表取締役 社長執行役員 稲葉和彦氏が、業績連動報酬に係る業績指標の具体的な内容、業績連動報酬の額又は数の算定方法、報酬の種類ごとの割合を含めて決定しております。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会で決定方針への適合性を含め審議する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員会での協議により決定しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 当事業年度における取締役会及び監査等委員会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会		監査等委員会	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取 締 役	川 端 敦	10回／10回	100%	-	-
取 締 役	川 辺 春 義	10回／10回	100%	-	-
取締役（監査等委員）	小 川 真 人	13回／13回	100%	13回／13回	100%
取締役（監査等委員）	寺 浦 康 子	10回／10回	100%	10回／10回	100%

(注)取締役川端敦氏及び川辺春義氏、取締役（監査等委員）寺浦康子氏は、2022年6月24日開催の第66回定時株主総会において選任されており、就任以降に開催された取締役会及び監査等委員会への出席回数を記載しております。

(2) 取締役会及び監査等委員会における活動状況

取締役川端敦氏には、長年に亘る自動車業界における経営者としての豊富な経験や幅広い知見に基づく適切な助言を期待しており、同氏は、経営の透明性・公正性の向上を図るための監督及び中長期の企業価値向上に関するアドバイスなど経営に関する有効な助言及び発言を適宜行っております。

取締役川辺春義氏には、長年に亘るITサービス業界における起業家及び経営者としての豊富な経験や幅広い知見に基づく適切な助言を期待しており、同氏は、経営の透明性・公正性の向上を図るための監督及びIT基盤の整備に関するアドバイスなどの経営に関する有効な助言及び発言を適宜行っております。

取締役（監査等委員）小川真人氏には、長年に亘る公認会計士並びにコンサルタントとしての豊富な経験及び幅広い知見に基づく適切な助言を期待しており、同氏は、経営の透明性・公正性の向上を図るための監督及び内部統制の強化に関するアドバイスなどの経営に関する有効な助言及び発言を適宜行っております。

取締役（監査等委員）寺浦康子氏には、長年に亘る弁護士としての豊富な経験及び幅広い知見に基づく適切な助言を期待しており、同氏は、経営の透明性・公正性の向上を図るための監督及び経営の健全性に関するアドバイスなどの経営に関する有効な助言及び発言を適宜行っております。

(3) 責任限定契約の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

4 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

(1) 被保険者の範囲

当社の会社法上の役員、執行役員及び子会社役員（国内からの出向者）等

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

被保険者が当社又は子会社の役員としての職務の執行につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償するものであります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行ったこと等に起因する損害等については、補償の対象外としております。当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

IV 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(単位：百万円)

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	65
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	65

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法又は金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る。）を受けております。
3. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

3 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

V 会社の体制及び方針

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 当社の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他当社及び当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」
の整備の基本方針は、次のとおりであります。

① 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役等（当社子会社の
取締役等に相当する者を含む。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合す
ることを確保するための体制

- ・ 取締役等及び使用人は職務の執行に当たり、法令及び定款に適合することを確保す
るため、社訓並びにリョーサンスピリットの企業憲章及び倫理規定（以下「コンプ
ライアンス関係諸規程」という。）を遵守するものとする。
- ・ 倫理担当役員はコンプライアンス関係諸規程の浸透及び実践活動を通じて取締役
等及び使用人が法令及び定款を遵守する体制の確保に努める。
- ・ 取締役等及び使用人は、当社グループの業務上の不正、違法及び反倫理的行為等を
発見した場合には、グループ共通のコンプライアンスホットラインに通報し、倫理
担当役員は、事実関係を調査のうえ、必要に応じ是正措置を講じる。
- ・ 当社監査室による監査の適切な実施により職務執行が法令及び定款に違反するこ
とを防止する体制を確保する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規則、文書保存規程及び情報セ
キュリティ管理規程に基づき、適切に保存及び管理する。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 環境、災害及び情報セキュリティに関するリスクについては、環境マネジメントシ
ステム運用規程、災害対策基本規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、当該
リスクを適切に管理する。
- ・ 営業上のリスクについては、販売管理規程、債権管理規程及び在庫管理の諸規程に
従って適切に管理する。

- ・上記リスク等につき緊急事態が発生した場合には、危機管理マニュアル及び災害対策基本規程等に従い危機管理体制にて適切に対応する。
- ④当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・中期経営計画及び年度予算等の当社グループ全体の経営に係る重要案件については、事前に会議等において議論を行い、その審議を経て取締役会にて意思決定を行う。
 - ・取締役会は、各本部長及び各子会社社長の職務につき、業務分掌規程及び職務権限規程を定め、当該規程に基づき効率的な職務の執行を確保する。
 - ・取締役等の職務執行の効率化を図るため、ITを活用した業務の合理化及び電子化を推進する。
- ⑤当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・取締役等及び使用人は、グループ会社管理規程及び職務権限規程に基づき、重要な決裁案件について当社へ報告し又は当社から承認を得る。
 - ・グループ拠点長会議等の重要会議を定期的で開催することにより、グループの経営情報の共有化を図る。
 - ・当社監査室は、内部監査規程に基づき、当社子会社に対する監査を実施することにより、当社子会社から当社への報告又は当社による承認等が適正に実践されているかどうかを確認する。
- ⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会を補助する使用人を配置する。
 - ・監査等委員会を補助する使用人は、監査等委員会の指揮命令に従い業務を遂行し、当該業務の遂行について取締役の指揮命令を受けない。
 - ・前号の使用人は監査等委員会からの指示があった際には他の業務に優先して当該指示に係る業務を行う。

⑦取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

イ. 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- ・監査等委員は、経営執行会議、業務執行会議等の重要会議に出席することができる。
- ・取締役及び使用人は、法定の報告事項に加え職務権限規程に基づく重要決裁案件等を監査等委員会に報告する。
- ・取締役及び使用人は、コンプライアンスホットラインにより、業務上の不正等を、監査等委員会に報告することができる。

ロ. 当社子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制

- ・監査等委員は、グループ拠点長会議等の重要会議に出席することができるほか、子会社に対する定期的な監査により、子会社から、適宜報告を受ける。
- ・取締役等及び使用人は、グループ会社管理規程及び職務権限規程に基づく重要決裁案件等を監査等委員会に報告する。
- ・取締役等及び使用人は、コンプライアンスホットラインにより、業務上の不正等を、監査等委員会に報告することができる。

⑧前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・倫理規定及び内部通報規程において、いかなる場合においても、監査等委員会に報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることはないことを定める。

⑨当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査等委員がその職務の執行に係る諸費用については、監査の実行を担保するべく、必要な予算を計上する。

- ⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・各自専門性を持った監査等委員を配することにより実効的な監査が行われることを確保する。
 - ・監査等委員は、定期に監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
 - ・監査等委員は、監査等委員会において、監査の実施状況及び結果等について報告を行い、必要な協議を行うとともに、会計監査人から会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- (2) 当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。
- ①コンプライアンスに対する取り組みの状況
- コンプライアンス関係諸規程の浸透及び実践活動の一環として、「R S 価値観研修」等を通じ、使用人に対してその周知徹底を図りました。
- また、当社グループ共通のコンプライアンスホットラインを通じて法令・定款及びコンプライアンス関係諸規程を始めとする各種社内規程等に違反する行為の未然防止と早期発見を図っております。
- ②取締役の職務執行の状況
- 当事業年度中、13回開催された取締役会においては、経営に係る重要案件について決議をするなど、法令・定款等への適合性及びその妥当性の観点から、取締役の職務執行を監督いたしました。また、当社においては、社外取締役を4名選任し、取締役会による取締役の職務執行の監督機能を強化しております。
- ③監査等委員会に関する状況
- 当事業年度中、13回開催された監査等委員会において、監査等委員は、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査等を通じて把握した取締役の職務の執行状況、法令等の遵守状況について報告いたしました。また、監査等委員会は、当社の内部統制の整備、運用状況等について確認を行うとともに、会計監査人及び内部統制部門等との連携を推進いたしました。

④危機管理に対する取り組みの状況

環境、災害及び情報セキュリティに関するリスクについては、各種社内規程に基づき、全使用人に対する安否確認訓練や定期的な教育を通じて周知徹底しております。また、営業上のリスクについても、各種社内規程に基づき、適切に管理を実施しております。

⑤子会社（グループ）管理に対する取り組みの状況

当社は、グループ会社管理規程等に基づき、子会社から重要な決裁案件等の報告を適宜受けております。さらに、グループ拠点長会議等の重要会議を定期的を開催することにより、取締役と各使用人との間でグループの経営情報の共有化を図っており、その摘録は全使用人に共有されております。

2 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策の一つと認識するとともに、1株当たり当期純利益の向上に努めています。配当につきましては、連結配当性向50%を目途に実施することを基本方針としております。

この基本方針に則り、当連結会計年度の期末配当につきましては、2023年5月15日開催の取締役会におきまして、1株当たり90円とすることを決議いたしました。これにより、中間配当を含めました年間配当は1株当たり165円となります。

なお、当社は、2006年6月23日開催の第50回定時株主総会において、剰余金の配当等を、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める旨の定款変更を行っております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	173,923	流動負債	83,336
現金及び預金	16,760	買掛金	39,999
受取手形及び売掛金	95,115	短期借入金	33,703
商品及び製品	47,680	リース債務	157
仕掛品	16	未払金	3,863
未収入金	14,345	未払費用	2,497
その他	649	未払法人税等	2,631
貸倒引当金	△645	その他	483
固定資産	14,265	固定負債	2,120
有形固定資産	8,364	リース債務	318
建物及び構築物	2,539	繰延税金負債	797
土地	5,179	退職給付に係る負債	838
リース資産	451	資産除去債務	24
その他	193	その他	142
無形固定資産	1,059	負債合計	85,457
投資その他の資産	4,842	(純資産の部)	
投資有価証券	3,474	株主資本	95,705
繰延税金資産	398	資本金	17,690
その他	1,069	資本剰余金	19,114
貸倒引当金	△100	利益剰余金	65,358
		自己株式	△6,458
		その他の包括利益累計額	7,026
		その他有価証券評価差額金	1,443
		繰延ヘッジ損益	1
		為替換算調整勘定	5,649
		退職給付に係る調整累計額	△67
		純資産合計	102,731
資産合計	188,188	負債・純資産合計	188,188

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		325,657
売上原価		292,848
売上総利益		32,808
販売費及び一般管理費		17,385
営業利益		15,423
営業外収益		
受取利息	37	
受取配当金	77	
持分法による投資利益	61	
受取手数料	149	
受取賃貸料	48	
雑収入	217	591
営業外費用		
支払替利差	1,205	
雑損失	1,403	
経常損失	43	2,653
特別利益		13,361
固定資産売却益	0	0
特別損失		
ゴルフ会員権評価損	0	0
税金等調整前当期純利益		13,362
法人税、住民税及び事業税	4,097	
法人税等調整額	40	4,137
当期純利益		9,224
親会社株主に帰属する当期純利益		9,224

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	17,690	19,114	59,586	△6,534	89,857
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△3,399		△3,399
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			9,224		9,224
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分			△53	117	63
株式交付信託による 自 己 株 式 の 取 得				△63	△63
株式交付信託による 自 己 株 式 の 処 分				23	23
株主資本以外の項目の連 結 会計年度中の変動額（純 額）					
連結会計年度中の変動額合 計	-	-	5,771	76	5,847
当 期 末 残 高	17,690	19,114	65,358	△6,458	95,705

	その他の包括利益累計額					純 資 産 合 計
	その他有価証 券 評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係 る 調 整 累 計 額	その他の包括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	1,257	1	3,634	△25	4,867	94,724
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△3,399
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						9,224
自 己 株 式 の 取 得						△0
自 己 株 式 の 処 分						63
株式交付信託による 自 己 株 式 の 取 得						△63
株式交付信託による 自 己 株 式 の 処 分						23
株主資本以外の項目の連 結 会計年度中の変動額（純 額）	186	0	2,014	△42	2,158	2,158
連結会計年度中の変動額合 計	186	0	2,014	△42	2,158	8,006
当 期 末 残 高	1,443	1	5,649	△67	7,026	102,731

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 15社

主要な連結子会社の名称

HONG KONG RYOSAN LIMITED

EDAL ELECTRONICS COMPANY LIMITED

ZHONG LING INTERNATIONAL TRADING (SHANGHAI) CO., LTD.

DALIAN F.T.Z RYOSAN INTERNATIONAL TRADING CO., LTD.

RYOTAI CORPORATION

SINGAPORE RYOSAN PRIVATE LIMITED

RYOSAN IPC (MALAYSIA) SDN. BHD.

RYOSAN (THAILAND) CO., LTD.

RYOSAN INDIA PRIVATE LIMITED

KOREA RYOSAN CORPORATION

RYOSAN TECHNOLOGIES USA INC.

RYOSAN EUROPE GMBH

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の名称等

アイオーコア株式会社

青島三源泰科電子科技有限公司

株式会社プリケン

当連結会計年度において株式会社プリケンの株式を取得したため、持分法適用の範囲に含めております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のZHONG LING INTERNATIONAL TRADING (SHANGHAI) CO., LTD.及びDALIAN F.T.Z RYOSAN INTERNATIONAL TRADING CO., LTD.の決算日は12月31日であり、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 ………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 ………移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等への出資持分については、直近の決算日の財務諸表を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品及び仕掛品……………移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ハ. デリバティブ（為替予約）の評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。

ただし、当社については、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は、建物及び構築物は8年から50年、その他は5年から15年であります。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、半導体・電子部品を販売するデバイス事業及びIT機器等を販売するソリューション事業を行う専門商社として国内外の電子機器メーカー等の得意先に対し、商品の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す義務を負っております。両事業ともに当該履行義務は、商品又は製品を顧客に引き渡した時点において顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しております。

取引価格の算定については、原則として顧客との契約において約束された対価によって算定しておりますが、ソリューション事業における一部の取引で、顧客に支払われる対価の一部を売上高から直接減額しております。

また、代理人として行われる取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に支払う額を控除した純額で取引価格を算定しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した金額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

ハ. 未認識数理計算上の差異の計上方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑥ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額のうち、当社持分は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑦ 重要なヘッジ会計の処理

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約取引については振当処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約取引

ヘッジ対象……………外貨建債権・債務及び外貨建予定取引

ハ、ヘッジ方針

外貨建取引に係る為替変動リスクをヘッジするため、原則として、顧客からの受注時又は仕入先への発注時に、その取引毎に決済日を基準として個別に為替予約取引を行うこととしております。

ニ、ヘッジの有効性評価の方法

外貨建ての受注金額、発注金額又は金銭債権債務に同一通貨建てによる同一金額で同一期日の為替予約を振り当てる方法により、為替予約締結後の外国為替相場の変動による対応関係が確保されている為替予約取引については、有効性の評価を省略しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

商品及び製品

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 47,680百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループが保有する商品及び製品は、市場の需給の影響を受け市場価格が低下する場合や、顧客の生産中止などにより販売し切れなくなる場合等があり、当該収益性の低下を商品及び製品の評価に反映させるため、評価基準として原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しております。当該評価基準の適用に当たっては、保有理由区分及び回転率に基づいて評価を行う一般在庫評価と、個別に将来の販売可能性に基づいて評価を行う個別在庫評価により見積りを行っておりますが、顧客の所要数量が急激に下落する等、見積りの前提と実績が乖離した場合には、廃棄や評価の見直しが必要となり、翌期の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる当連結会計年度における連結計算書類に与える影響はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

投資有価証券 173百万円

上記資産は、仕入債務（4,607百万円）の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,534百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 売上原価に含まれる棚卸資産評価損

期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、前連結会計年度の評価損の戻入額と当連結会計年度の評価損を相殺した結果、当連結会計年度の売上原価に棚卸資産評価損の繰入額が115百万円含まれております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	25,000	-	-	25,000

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	1,571	28	38	1,561

(注1) 当連結会計年度末の普通株式の自己株式数には、株式報酬制度に関連して信託が保有する当社株式が17千株含まれております。

(注2) 普通株式の自己株式数の増加は、株式交付信託による取得による増加28千株及び単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

(注3) 普通株式の自己株式数の減少は、自己株式の処分による減少28千株、株式交付信託による処分による減少10千株及び単元未満株式の買増しによる減少0千株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	1,639	70	2022年3月31日	2022年6月8日
2022年10月31日 取締役会	普通株式	1,759	75	2022年9月30日	2022年11月29日

(注) 2022年10月31日取締役会決議による配当金の総額には、株式報酬制度に関連して信託が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,111	90	2023年3月31日	2023年6月12日

(注) 2023年5月15日取締役会決議による配当金の総額には、株式報酬制度に関連して信託が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的かつ安全性の高い金融資産で運用することを基本としております。

また、資金調達については後述する為替変動リスクを回避するために短期的な外貨建て資金の銀行借入を行うほか、銀行借入及びコマーシャル・ペーパーの発行により運転資金を調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程、販売管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、顧客の信用状況を定期的に把握しております。

また、海外に事業展開していることから生じる外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債務とネットしたポジションについて外貨建てで銀行借入を行うことにより、為替の変動リスクを回避しております。営業取引については、仕入通貨と売上通貨は同一にすることを原則としておりますが、同一にできない取引の場合は、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握した時価を取締役に報告しております。

長期性預金は、満期日において元本金額が全額支払われる安全性が高い金融商品であります。デリバティブ内包型預金で当該契約は金利の変動リスクを内包しておりますため、定期的に時価を把握する体制をとっております。

営業債務である買掛金の支払期日は1年以内であります。また、その一部には外貨建て営業債務があり為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に外貨建て営業債権残高の範囲内にあります。

短期借入金は主に上記の為替変動リスクを回避するため、コマーシャル・ペーパーは買掛金の支払に充てるために発行しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額 （*）	時価（*）	差額
① 投資有価証券	2,977	2,977	-
② 長期預金	300	251	(48)
③ デリバティブ取引	2	2	-

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金、未払金並びに未払法人税等については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	37
関連会社株式	188
関連会社出資金	134
投資事業有限責任組合への出資	137

上記市場価格のない株式等につきましては、「① 投資有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時

価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格によって算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定

に関するインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を区分しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,977	－	－	2,977
デリバティブ取引				
通貨関連	－	2	－	2
資産計	2,977	2	－	2,979
デリバティブ取引				
通貨関連	－	0	－	0
負債計	－	0	－	0

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金	－	251	－	251
資産計	－	251	－	251

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

長期預金

長期預金はデリバティブ内包型預金であり、時価は金利等の観察可能なインプットを用いて取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は為替レートや金利等の観察可能なインプットを用いて取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度のほか確定給付企業年金制度及び確定拠出型年金制度を設けております。一部の在外連結子会社は、確定給付型制度を設けており、簡便法による退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	4,904百万円
勤務費用	248
利息費用	39
数理計算上の差異の発生額	61
退職給付の支払額	△263
その他	△1
退職給付債務の期末残高	<u>4,987</u>

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	4,003百万円
期待運用収益	50
数理計算上の差異の発生額	△10
事業主からの拠出額	554
退職給付の支払額	△259
年金資産の期末残高	<u>4,338</u>

- ③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	4,987百万円
年金資産	△4,338
	<hr/>
	649
	<hr/>
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	649
	<hr/>
	649
	<hr/>
退職給付に係る負債	649
	<hr/>
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	649
	<hr/> <hr/>

- ④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	248百万円
利息費用	39
期待運用収益	△50
数理計算上の差異の費用処理額	11
	<hr/>
確定給付制度に係る退職給付費用	249
	<hr/> <hr/>

- ⑤ 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	△61百万円
----------	--------

- ⑥ 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	97百万円
-------------	-------

- ⑦ 年金資産の主な内訳

保険資産（一般勘定）	100%
------------	------

- ⑧ 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

- ⑨ 数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.82%
長期期待運用収益率	1.25%

(3) 簡便法を適用した確定給付制度

① 簡便法を適用した退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	167百万円
勤務費用	34
退職給付の支払額	△8
制度への拠出額	△3
その他	△0
退職給付債務の期末残高	<u>188</u>

② 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	34百万円
年金資産	△25
	<u>8</u>
非積立型制度の退職給付債務	180
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>188</u>
退職給付に係る負債	188
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>188</u>

③ 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 34百万円

(4) 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、165百万円であります。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

棚卸資産評価損	287百万円
繰延資産償却超過額	13
投資有価証券	33
ゴルフ会員権	43
未払事業税等	62
未払賞与	375
退職給付に係る負債	208
未払金否認	260
支払手数料	185
その他	682
繰延税金資産小計	2,152
評価性引当額	△411
繰延税金資産合計	1,740

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△383
在外子会社の留保利益	△1,732
その他	△24
繰延税金負債合計	△2,140
繰延税金負債の純額	△399

(注) 繰延税金負債の純額のうち、398百万円は連結貸借対照表の固定資産の「繰延税金資産」に含まれております。

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		
	デバイス事業	ソリューション事業	計
半導体	220,306	－	220,306
電子部品	65,274	－	65,274
IT機器	－	23,610	23,610
ソリューション	－	16,466	16,466
顧客との契約から生じる収益	285,580	40,076	325,657
外部顧客への売上高	285,580	40,076	325,657

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4)会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を認識するための情報

① 契約負債の残高等

当社グループの契約負債については、残高に重要性が乏しいため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 4,383円09銭

(2) 1株当たり当期純利益 393円70銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上、株式報酬制度に関連して信託が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	99,016	流動負債	45,280
現金及び預金	6,390	買掛金	27,011
受取手形	755	短期借入金	12,709
電子記録債権	3,746	リース債	77
売掛金	57,848	未払金	1,751
商品及び製品	23,562	未払費用	1,766
仕掛品	16	未払法人税等	1,894
未収入金	5,851	その他	70
その他	852	固定負債	2,221
貸倒引当金	△6	リース債	128
固定資産	14,720	退職給付引当金	460
有形固定資産	7,829	債務保証損失引当金	1,579
建物	2,426	資産除去債務	24
構築物	2	その他	29
工具・器具及び備品	63	負債合計	47,502
土地	5,153	(純資産の部)	
リース資産	183	株主資本	64,789
無形固定資産	595	資本金	17,690
ソフトウェア	544	資本剰余金	19,114
その他	51	資本準備金	19,114
投資その他の資産	6,294	利益剰余金	34,443
投資有価証券	3,151	利益準備金	1,371
関係会社株式	1,049	その他利益剰余金	33,071
出資金	127	別途積立金	19,300
関係会社出資金	494	繰越利益剰余金	13,771
繰延税金資産	904	自己株式	△6,458
その他	566	評価・換算差額等	1,444
		その他有価証券評価差額金	1,443
		繰延ヘッジ損益	1
資産合計	113,736	純資産合計	66,234
		負債・純資産合計	113,736

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		190,816
売上原価		172,180
売上総利益		18,636
販売費及び一般管理費		11,276
営業利益		7,359
営業外収益		
受取利息	16	
受取配当金	1,063	
経営指導料	516	
雑収入	169	1,765
営業外費用		
支払利息	558	
為替差損	882	
投資事業組合運用損失	5	
雑損	18	1,464
経常利益		7,660
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
関係会社株式評価損	4	
ゴルフ会員権評価損	0	
債務保証損失引当金繰入額	199	203
税引前当期純利益		7,457
法人税、住民税及び事業税	2,438	
法人税等調整額	△191	2,247
当期純利益		5,209

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	17,690	19,114	19,114
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
自 己 株 式 の 処 分			
株 式 交 付 信 託 に よ る 自 己 株 式 の 取 得			
株 式 交 付 信 託 に よ る 自 己 株 式 の 処 分			
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)			
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	-
当 期 末 残 高	17,690	19,114	19,114

	株 主 資 本					株 主 資 本 合 計
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,371	19,300	12,014	32,686	△6,534	62,956
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△3,399	△3,399		△3,399
当 期 純 利 益			5,209	5,209		5,209
自 己 株 式 の 取 得					△0	△0
自 己 株 式 の 処 分			△53	△53	117	63
株 式 交 付 信 託 に よ る 自 己 株 式 の 取 得					△63	△63
株 式 交 付 信 託 に よ る 自 己 株 式 の 処 分					23	23
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)						
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	1,756	1,756	76	1,832
当 期 末 残 高	1,371	19,300	13,771	34,443	△6,458	64,789

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	1,257	1	1,258	64,214
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△3,399
当 期 純 利 益				5,209
自 己 株 式 の 取 得				△0
自 己 株 式 の 処 分				63
株 式 交 付 信 託 に よ る 自 己 株 式 の 取 得				△63
株 式 交 付 信 託 に よ る 自 己 株 式 の 処 分				23
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	186	0	186	186
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	186	0	186	2,019
当 期 末 残 高	1,443	1	1,444	66,234

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 ……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 ……………移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等への出資持分については、直近の決算日の財務諸表を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品及び仕掛品……………移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

③ デリバティブ（為替予約）の評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は、建物は8年から50年、工具・器具及び備品は5年から15年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、のれんは5年で償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、為替予約の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約の円貨額に換算しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 投資損失引当金

関係会社に対する投資による損失に備えるため、関係会社の財政状態を勘案し、その必要額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した金額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理差異計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

④ 債務保証損失引当金

子会社への債務保証等に係る損失に備えるため、子会社の財政状態を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、半導体・電子部品を販売するデバイス事業及びIT機器等を販売するソリューション事業を行う専門商社として国内外の電子機器メーカー等の得意先に対し、商品の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す義務を負っております。両事業ともに当該履行義務は、商品又は製品を顧客に引き渡した時点において顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しております。

取引価格の算定については、原則として顧客との契約において約束された対価によって算定しておりますが、ソリューション事業における一部の取引で、顧客に支払われる対価の一部を売上高から直接減額しております。

また、代理人として行われる取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に支払う額を控除した純額で取引価格を算定しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約取引については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約取引

ヘッジ対象……………外貨建債権・債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

外貨建取引に係る為替変動リスクをヘッジするため、原則として、顧客からの受注時又は仕入先への発注時に、その取引毎に決済日を基準として個別に為替予約取引を行うこととしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

外貨建ての受注金額、発注金額又は金銭債権債務に同一通貨建てによる同一金額で同一期日の為替予約を振り当てる方法により、為替予約締結後の外国為替相場の変動による対応関係が確保されている為替予約取引については、有効性の評価を省略しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

商品及び製品

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 23,562百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に掲載した内容と同一であります。

3. 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる当事業年度における計算書類に与える影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において、区分掲記しておりました無形固定資産の「のれん」（前事業年度4百万円）、「電話加入権」（前事業年度47百万円）及び「リース資産」（前事業年度0百万円）につきましては、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」（当事業年度51百万円）に含めて表示しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

投資有価証券 173百万円

上記資産は、仕入債務（4,607百万円）の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 5,646百万円

(3) 保証債務等

① 関係会社の金融機関からの借入等に対する保証書及び経営指導念書差入れによる偶発債務残高
19,557百万円

② 関係会社の仕入先に対する連帯保証債務残高
564百万円

③ 関係会社の仕入先に対する債務保証残高
4,725百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 関係会社に対する短期金銭債権 4,601百万円

② 関係会社に対する短期金銭債務 40百万円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 売上原価に含まれる棚卸資産評価損

期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、前事業年度の評価損の戻入額と当事業年度の評価損を相殺した結果、当事業年度の売上原価に棚卸資産評価損の繰入額が179百万円含まれております。

(2) 関係会社との取引高

① 売上高 20,646百万円

② 仕入高 572百万円

③ その他の営業取引高 -百万円

④ 営業取引以外の取引による取引高 1,523百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記
自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,571	28	38	1,561

- (注1) 当事業年度末の普通株式の自己株式数には、株式報酬制度に関連して信託が保有する当社株式が17千株含まれております。
- (注2) 普通株式の自己株式数の増加は、株式交付信託による取得による増加28千株及び単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。
- (注3) 普通株式の自己株式数の減少は、自己株式の処分による減少28千株、株式交付信託による処分による減少10千株及び単元未満株式の買増しによる減少0千株であります。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

棚卸資産評価損	242百万円
減価償却超過額	13
投資有価証券	39
子会社株式	405
ゴルフ会員権	43
未払賞与	350
退職給付引当金	140
債務保証損失引当金	483
貸倒引当金	2
その他	542
繰延税金資産小計	2,264
評価性引当額	△973
繰延税金資産合計	1,290

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△383
その他	△2
繰延税金負債合計	△386
繰延税金資産の純額	904

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合(被所有)	関連当事者との関係	取引の内容	取引額	科目	期末残高
子会社	HONG KONG RYOSAN LIMITED	香港	5百万香港ドル	半導体及び電子部品販売業	直接 99% 間接 1%	商品の仕入 販売 債務保証 役員の兼任	債務保証 (注1)	8,465	-	-
子会社	ZHONG LING INTERNATIONAL TRADING (SHANGHAI) CO., LTD.	中国	27百万人民元	半導体及び電子部品販売業	直接 100%	商品の仕入 販売 債務保証 役員の兼任	債務保証 (注1)	7,369	-	-
子会社	RYOTAI CORPORATION	台湾	80百万ニュー台湾ドル	半導体及び電子部品販売業	直接 100%	商品の仕入 販売 債務保証 役員の兼任	債務保証 (注1)	2,973	-	-
子会社	SINGAPORE RYOSAN PRIVATE LIMITED	シンガポール	1百万シンガポールドル	半導体及び電子部品販売業	直接 100%	商品の仕入 販売 債務保証 役員の兼任	債務保証 (注1)	1,245	-	-
子会社	EDAL ELECTRONICS COMPANY LIMITED	香港	1百万香港ドル	半導体及び電子部品販売業	直接 90% 間接 10%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注1) (注2)	2,589	債務保証損失引当金	1,579

(注1) 借入先の金融機関及び仕入先に対して債務保証等を行っております。債務保証等に係る保証料等は受領しておりません。

(注2) 当事業年度において債務保証損失引当金繰入額199百万円を計上しております。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,825円91銭

(2) 1株当たり当期純利益 222円34銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上、株式報酬制度に関連して信託が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社リョーサン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 島 繁 雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 出 啓 二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リョーサンの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リョーサン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社リョーサン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 島 繁 雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 出 啓 二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リョーサンの2022年4月1日から2023年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び重要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適切に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

株式会社リョーサン 監査等委員会

常勤監査等委員 弘 岡 啓 治 ㊟

監査等委員 小 川 真 人 ㊟

監査等委員 寺 浦 康 子 ㊟

(注) 監査等委員 小川真人及び寺浦康子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。